

船舶事故調査報告書

令和6年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年2月18日 08時19分ごろ
発生場所	和歌山県串本町箱島南方沖 戸島埼灯台から真方位053° 1.2海里付近 (概位 北緯33° 29.6′ 東経135° 49.9′)
事故の概要	漁船道丸は、北東進中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年2月29日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 道丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	WK3-22766（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵板の脱落、プロペラ軸の曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、本船を譲渡する前に状態を確認する目的で、GPSプロッターを作動させて箱島南方沖を約10ノットの対地速力で手動操舵により北東進中、箱島の南方約200mの暗岩に乗り揚げた。</p> <p>本船は、波を受けて暗岩に打ち付けられていたので、船長が機関を後進に入れたところ、ガリガリという音がして離礁したが、舵が効かず運航できなくなり、同乗者の1人が118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により串本町串本港へい航された。</p> <p>船長は、本事故発生海域での操業経験が約30年間あり、箱島の南方に暗岩や浅瀬があることを知っていたものの、本事故発生時、ふだんどおり箱島を目視して北東進していた際、暗岩等の南方を航行していると思っていた。</p> <p>船長は、北東進中に強めの南東風を受けていたので、ふだんよりも北方を航行していて暗岩に乗り揚げたと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約1.7mであった。</p>
分析	本船は、北東進中、船長が、箱島の南方に暗岩や浅瀬があることを知っていたものの、箱島からの距離を目視で判断して航行を続けていたことから、南東風を受けてふだんよりも北方を航行していたことに気付かず、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北東進中、船長が、箱島からの距離を目視で判

	<p>断して航行を続けたため、南東風を受けてふだんよりも北方を航行していたことに気付かず、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、慣れた海域であってもGPSプロッター等を活用して船位を正確に把握し、暗岩や浅瀬等から十分に離れて航行すること。